

広島県訓令 第三号
広島県病院事業局訓令

本庁
地方機関

広島県病院事業局の設置に伴う関係職員の人事異動の取扱いに関する訓令を次のように定める。

平成二十一年三月三十一日

広島県知事 藤田雄山

広島県病院事業局の設置に伴う関係職員の人事異動の取扱いに関する訓令

この訓令の施行の際現に広島県行政組織規則（昭和三十九年広島県規則第十八号）による次の表の上欄に掲げる機関の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、広島県病院事業局へ出向を命ぜられ、平成二十一年四月一日に同一の職をもって、広島県病院事業組織規程（平成二十一年広島県病院事業管理規程第一号）による同表の当該下欄に掲げる機関の職員を命ぜられたものとする。

旧機関名	新機関名
健康福祉局病院事業部県立病院課	病院事業局県立病院課
県立広島病院	県立広島病院
県立安芸津病院	県立安芸津病院

附則

この訓令は、公布の日から施行する。